

会 議 録

審議会等の名称	平成28年第10回教育委員会（定例会）
開催日時	平成28年8月23日（火）14:00～14:45
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公開の区分	部分公開
出席者	宮原委員長職務代理者、横山委員、佐々木委員、竹内委員、佐藤委員、岩城委員
欠席者	大野委員長
事務局	山根教育部長、末貞社会教育担当理事、眞砂教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、江山学校教育課長、山見社会教育課長、原田文化財保護課長、中原中央図書館長、石川教育総務課主幹、岡本教育総務課副主幹
付議案件	<p>議 案</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について （2）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について （平成28年度一般会計補正予算） （3）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について （大歳小学校校舎増築工事の請負契約の締結について） （4）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について （山口市立小中学校教育用コンピュータ等の取得について） <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）平成28年9月定例市議会への報告事項について （損害賠償の額を定めることに関する専決処分について）
	<p>宮原委員長 職務代理者　ただいまから、平成28年第10回教育委員会（定例会）を開会いたします。本日は、大野委員長が御欠席されておりますので、委員長職務代理者でございます私が委員長にかわり議事を進行させていただきます。会議録の署名につきましては、佐藤委員さんと岩城委員さんをお願いしたいと思います。</p> <p>本日は、議案4件、報告1件となっております。</p> <p>それでは、まず、これらの公開・非公開を確認いたします。議案第2号、議案第3号、議案第4号及び報告第1号につきましては、市議会に上程する案件でございますので、非公開にしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。非公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p> <p>それでは、議案第2号、議案第3号、議案第4号及び報告第1号につ</p>

	<p>いては、「山口市教育委員会会議規則第9条の2」に基づき、秘密会により審議いたします。</p> <p>それでは、議案第1号の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>末貞社会教育担当理事</p>	<p>それでは、議案第1号の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について、御説明いたします。</p> <p>資料①の議案につきましては、1ページでございます。</p> <p>教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、下記のとおり議会に提出することにつきまして、お諮りするものでございます。</p> <p>報告書（案）につきましては、資料②を御覧ください。</p> <p>まず、6月の定例会におきまして、スプリングレビューとして事務局が行いました事務の点検評価について御説明をさせていただき、これについて御協議いただいておりますところでございます。</p> <p>次に、7月の定例会におきましては、6月定例会での協議に基づき一部修正を加えました報告書（案）につきまして、外部有識者の御意見をお示しし、さらに御協議をいただいたところでございます。</p> <p>7月定例会では、資料②報告書（案）の4ページと5ページにございます、指標①②につきまして、4ページには、「児童」あるいは「生徒」の割合と表記をし、5ページには、「児童・生徒数（小学生）」あるいは「児童・生徒数（中学生）」という表記をしている点について、御意見をいただいております。</p> <p>これにつきましては、指標のタイトル部分でありますことから、次期総合計画の策定にあわせて、指標の見直しを行う際に調整させていただきたいと存じます。</p> <p>このほか、7月定例会では、外部有識者からの意見に関して御意見をいただいたところでございます。これにつきましては、改めまして、今後、事務局で検討整理させていただきたいと存じます。</p> <p>したがいまして、本日、お示しいたしております、こちらの報告書（案）でございますが、7月定例会でお示しをさせていただきました報告書（案）から変更はなく、同じ内容となっております。</p> <p>よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p>
<p>宮原委員長 職務代理者</p>	<p>説明がありました議案第1号について、何か御質問はございませんか。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>前回の定例会での発言につきまして、御回答いただきましてありがとうございました。その点とは違うのですが、資料②の10ページ、英語指導助手配置事業の一番下、「これまでの取り組みの評価」というとこ</p>

	<p>ろにある有効性の欄の「成果向上余地」について、他のページには黒いチェック印がついていますが、ここには印がついていません。また、その横には、成果向上が図られると思われまふというふうに記載してありますので、成果向上の余地があるように思われます。既に御回答をいただいております、空欄にするということだったのか、それとも未確認だったのか、記憶が定かではないのですが、お尋ねしたいと思います。</p>
<p>末貞社会教育担当理事</p>	<p>こちらのチェック印のつけ忘れでございます。成果向上余地のところに印をつけるべきものでございました。</p>
<p>宮原委員長 職務代理者</p>	<p>ほかにはありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ほかに御意見、御質問がないようでしたら、議案第1号について、承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>では、議案第2号の議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>伊藤教育施設管理課長</p>	<p>それでは、議案資料①の2ページ以降を御覧ください。3ページにありますように、来る9月議会において、一般会計補正予算を上程いたしますので、そのうちの教育施設管理課分を私から説明いたします。</p> <p>歳出は、5ページの中ほどでございます。款10 教育費のうち、項3 中学校費に1,720万円を計上いたしております。これに対します歳入が4ページの中ほどでございますが、款21 諸収入、項5 雑入の2,120万円のうち、1,720万円を計上いたしております。</p> <p>詳しくは、議案参考資料③の1ページから17ページを御覧ください。歳出につきましては、見開きになっております10、11ページの中ほどを御覧ください。10款 教育費のうち、3項 中学校費、1学校管理費、15工事請負費として施設解体工事に1,720万円を計上いたしております。歳入につきましては、戻りまして4、5ページの中ほどでございます。21款 諸収入、5項 雑入、2雑入の2,120万円のうち1,720万円を9教育雑入、学校施設関係雑入として計上いたしております。</p> <p>事業内容につきましては、14ページを御覧ください。これは、県が実施されます国道489号及び県道柿木山口線の整備において、見通しが悪く狭隘な交差点付近のルートを変更することに伴いまして、その支障となります旧柚野中学校の屋内運動場及び寄宿舎の解体工事を県の補</p>

償により行うものでございます。なお、旧柚野中学校につきましては、平成18年3月に廃校となっております。

15ページに位置図がございます。赤丸のところが該当箇所でございます。黄色は県道、オレンジ色は国道を示しております。次の16ページに航空写真がございます。中央でございます濃い赤色の長方形をした屋根のところが屋内運動場でございます。そこから7センチ上、実際には70メートルほど上でございますが、北側に屋根が見えるのが寄宿舍でございます。屋内運動場の南側に、斜めにぶつかっている交差点がございますが、この交差点を直角に交わるようにして、県道を真っすぐなだらかにするという構図でございます。こちらには高低差がございますので、道路斜面を整備いたしますが、この道路斜面に旧柚野中の屋内運動場と寄宿舍がかかるものでございます。

17ページの図面は、左側が北になりますが、他については同様でございます。紺色に塗っているのが屋内運動場、オレンジ色が附属する渡り廊下、薄い緑色が寄宿舍でございます。それぞれの建物構造と規模につきましては、右下の表のとおりでございます。屋内運動場をまたぐように赤線が目立っておりますが、この図は、公図と重ね合わせたものでございまして、土地の境界立ち会いにつきましては、今後、行うこととしております。

これらの建物の解体工事費は、計1,720万円でございます。財源といたしましては、県からの「旧柚野中学校屋内運動場解体補償金」を学校施設関係雑入として充てることとしております。

なお、今年度中に解体を実施した後、土地を県に売却することとしております。県におかれましては、この交差点付近の整備工事に続きまして、国道の整備工事を行うと聞いております。

教育施設管理課分の説明は、以上でございます。

宮原委員長
職務代理者

ありがとうございました。続いて、文化財保護課です。お願いします。

原田文化財
保護課長

続きまして、文化財保護課所管分について、御説明申し上げます。
資料番号③の2ページ、3ページをお開きください。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目7 教育費国庫補助金のうち、社会教育費補助金でございますが、史跡等総合活用整備事業費補助金といたしまして718万4,000円を追加計上いたしております。

これは、後ほど歳出で説明いたします文化財災害復旧事業費に係る国庫補助金でございます。補助率は7割となっております。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

款22 市債、項1 市債、目10 災害復旧債のうち、文化財施設等災害復旧債でございますが、過年度発生文化財施設等復旧事業といたしまして、300万円を計上いたしております。これも、後ほど歳出で

御説明いたします文化財災害復旧事業費に係るものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

12ページ、13ページを御覧ください。

款11 災害復旧費、項3 文教施設災害復旧費、目2 社会教育施設災害復旧費でございますが、文化財災害復旧事業費といたしまして、1,026万6,000円を計上いたしております。

これは、山口市中尾にございます国史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡のうち凌雲寺跡におきまして、平成27年8月の台風15号により倒木の被害が発生したため災害復旧を行うもので、それに必要な測量設計業務委託、工事請負費を計上いたしましたものでございます。

引き続き、災害復旧事業の内容について御説明いたします。

19ページ、20ページを御覧ください。

ここでは、国史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡のうち凌雲寺跡の位置を示しております。凌雲寺跡は、山口市中尾に所在する大内氏第30代当主義興の創建と伝えられる中世寺院跡でございます。本遺跡は、館跡、築山跡、高嶺城跡とともに大内氏遺跡附凌雲寺跡として昭和34年に国史跡に指定されております。指定面積は9万9,018.18平方メートルで、そのうち凌雲寺跡の面積は3万6,963.91平方メートルでございます。

21ページを御覧ください。

遺跡は、中尾の台地の上に位置しており、地形図に凌雲寺跡の国指定史跡の範囲を赤線でお示ししております。史跡の南側には惣門跡と呼ばれる石垣が残っております。

山口市では平成10年度から土地の買い上げに着手いたしまして、平成19年度で史跡指定地の公有化を完了しております。その後、平成20年度からは整備のための業務（基準点設置、発掘調査、測量）を行っております。

史跡の棄損についてでございますが、平成27年8月25日に山口市に接近いたしました台風15号により、史跡北西部の法面に生えた高さ5メートルから10メートルの樹木が約10本、強風にあおられ根ごと倒れたもので、倒れた樹木の箇所は21ページの図の黒丸のAからDでございます。

現状につきましては、22ページから24ページの写真にて御報告にかえさせていただきます。

棄損箇所が国史跡でございますことから、被災後県を通じて文化庁に速報を入れ、棄損届けを提出し、平成27年9月下旬には文化庁担当調査官の現地指導を受け、補助率70%の国庫事業による災害復旧として事業を実施してよいとの回答をいただいております。

なお、史跡へ影響を及ぼさない復旧方法について、国、県との協議に

	<p>時間を要しましたことから、平成27年度中に事業を実施することができませんでしたが、このたび、工法及び事業費が確定いたしましたことから、補正をお願いし、災害復旧事業を実施いたしますのでございます。</p> <p>戻りまして、18ページを御覧ください。</p> <p>復旧事業の内容は記載のとおりでございますして、まず、①棄損箇所について現況測量を行い図面化いたします。また、現地には工事用車両が進入できる道路がないため、仮設道の設置など復旧工事が必要となりますので、②この実施設計を行います。あわせて③倒木の伐採、積み置きを行い、④復旧工事において、仮設道の設置や、抜根、発生材の処分、法面の修復を行い、最後に仮設道を撤去して現場を戻すものでございます。</p> <p>事業費の内容につきましては以下にお示しするとおりでございます。</p> <p>なお、現在、法面の二次的崩壊を防ぐため、25ページにお示ししておりますように、棄損箇所をブルーシートで覆う応急措置を行っております。</p> <p>以上で、議案第2号の文化財保護課所管分の説明を終わります</p>
<p>宮原委員長 職務代理者</p>	<p>ありがとうございました。では、議案第2号について、ただいま教育施設管理課、それから、文化財保護課の御説明がありましたが、何か御意見や質問はありませんか。</p> <p>私から1つよろしいでしょうか。教育施設管理課から説明をいただきました解体工事についてですが、解体後に県に売却されるのは、どの部分になりますか。その一部分だけですか。</p>
<p>伊藤教育施設管理課長</p>	<p>解体する土地の測量と図面化については、まだ行っておりません。</p>
<p>宮原委員長 職務代理者</p>	<p>解体後は、その道となる部分のみを売却するという事によろしいですか。</p>
<p>伊藤教育施設管理課長</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>宮原委員長 職務代理者</p>	<p>わかりました。</p> <p>ほかにごございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようでしたら、議案第2号について、承認される方は挙手お願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは、原案のとおり承認いたします。</p>

	<p>続きまして、議案第3号の議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、事務局から説明をお願いします。伊藤課長。</p>
<p>伊藤教育施設管理課長</p>	<p>議案資料①の6ページ、7ページを御覧ください。来る9月議会において、大歳小学校校舎増築工事の請負契約の締結について議会の議決を求めようとするものでございます。</p> <p>去る8月8日に条件付一般競争入札を執行いたし、落札者が決定いたしました。当該請負契約の締結は、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による、市議会の議決を経る事項の決定に関することとございますので、山口市教育委員会事務委任規則第2条第5号の規定により、教育委員会の同意を求めます。</p> <p>7ページ、下の段にございますように契約の相手方は、山口市小郡船倉町2番29-1号、防長建設工業株式会社 代表取締役社長 岩崎貴史で、契約金額は2億671万2,000円でございます。工事の完成は、平成29年8月を予定しております。</p> <p>参考資料として、資料③の27ページを御覧ください。こちらが、増築工事をいたします大歳小学校の位置図でございます。維新公園陸上競技場の南西に位置しております。</p> <p>28ページには、配置図を載せておまして、右側の斜めにハッチをかけた部分を増築することとしております。</p> <p>大歳小学校の校舎は、3階建てでございますが、29ページに1階部分の平面図を掲載しておまして、昇降口、多目的室、階段、便所を建築いたします。30ページが2階部分、31ページが3階部分の平面図でございますが、2階、3階の普通教室をそれぞれ2室建築いたします。鉄筋コンクリート造3階建てでございます。32ページが屋上の図面、33ページが立面図でございます。延べ面積は合わせて905.31平方メートルでございます。児童数の増加に伴いまして、普通教室4室、多目的室、便所、昇降口を整備いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮原委員長 職務代理者</p>	<p>では、議案第3号について、御意見、御質問はありますか。</p>
<p>岩城委員</p>	<p>昇降口は、先ほど示された1カ所になりますか。</p>
<p>宮原委員長 職務代理者</p>	<p>伊藤課長。</p>
<p>伊藤教育施設管理課長</p>	<p>この配置図で全てを表現することはできておりませんが、既存にも昇降口がございます。また、本工事にあわせまして、既存の校舎も改修する予定といたしておまして、大歳小学校が新しい教室配置になる予定でございますが、その資料につきましては、持ち合わせておりません。</p>

	<p>宮原委員長 職務代理者 これが、増築工事のみの資料ということですね。</p>
	<p>伊藤教育施設管理課長 はい。</p>
	<p>宮原委員長 職務代理者 ほかに何か御意見や質問ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p style="text-align: center;">よろしいでしょうか。では、議案第3号について、承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p style="text-align: center;">それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p style="text-align: center;">続きまして、議案第4号の議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>江山学校教育課長 議案第4号議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、山口市立小中学校教育用コンピュータ等の取得について、御説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">議案資料の9ページをお開きください。</p> <p>7月27日、条件付一般競争入札を行い、落札業者が決定いたしましたもので、その請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。取得金額は、2,099万5,200円、取得先は、山口市駅通り一丁目7番14号、山口視聴覚機器株式会社 代表取締役 河部秀幸でございます。</p> <p>本案件は、山口市立小中学校のパソコン教室に設置しておりますコンピュータの更新案件でございます。小学校3校で97台、中学校2校で72台、予備機の11台を合わせまして、計5校分で180台を取得するものでございます。</p> <p style="text-align: center;">以上で、議案第4号の説明を終わります。</p>
	<p>宮原委員長 職務代理者 では、議案第4号について、御意見や御質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p style="text-align: center;">ないようでしたら、議案第4号について、承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>

	<p>では、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号の平成28年9月定例会市議会での報告事項について、事務局から説明をお願いします。眞砂課長。</p>
<p>眞砂教育総務課長</p>	<p>報告第1号について御説明いたします。</p> <p>議案集の10ページ、11ページ、12ページでございます。</p> <p>報告第1号平成28年9月定例会市議会への報告事項について（損害賠償の額を定めることに関する専決処分について）御説明いたします。</p> <p>11ページでございます。これは、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。（その1）（その2）が教育委員会所管分でございます。</p> <p>専決処分の内容でございますが、（その1）は、平成28年4月1日午後2時5分ごろ、山口市秋穂東1274番1地先、県道宇部防府線の路上において発生した公務中の車両による損害事故でございまして、損害賠償の相手方（美祢市個人）と、記載しております損害賠償額を払うことで示談が整いましたので、平成28年7月15日に専決処分いたしましたことを報告するものでございます。</p> <p>事故の状況につきましては、職員が運転する公用車が、県道宇部防府線を、防府方面から秋穂方面に向かう途中、信号機のある交差点を青信号で右折しようとしたところ、直進してきた軽自動車の前方左側と自転車の左側中央部が衝突したものでございます。</p> <p>安全運転につきましては、日ごろから交通法規等関係法令の順守、交通事故防止等に努めるよう徹底しているところでございますが、再発防止につきましては、さらなる安全運転の周知徹底と指導に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>次に、（その2）でございますが、平成28年6月17日午後1時50分ごろ、山口市嘉川4348番7の敷地内で発生いたしましたものでございまして、山口市立川西中学校グラウンドフェンス付近の草刈り作業による損害事故でございます。損害賠償の相手方（山口市個人）に、記載しております損害賠償額を支払うことで示談が整いましたので、平成28年7月19日に専決処分いたしましたことを報告するものでございます。</p> <p>事故の状況につきましては、山口市立川西中学校グラウンドフェンス付近において、同校の校務事務員が、草刈機を使用して草刈り作業をしていたところ、小石を跳ね、隣接地の駐車場に駐車していた損害賠償の相手方所有の自家用車に当たり、車体の前面部およびフロントガラスを損傷させたものでございます。</p> <p>草刈り作業など学校内の環境美化作業につきましては、用具の点検整</p>

	<p>備や取り扱い方法の確認など、日ごろから安全管理を行っているところでございますが、改めて作業開始前の安全管理を再確認するとともに、草刈機を使用する際には飛び石等の防御ネットを使用するなど、事故の防止対策の周知徹底に努めてまいります。</p> <p>以上で、報告第1号の説明を終わります。</p>
宮原委員長 職務代理者	<p>では、報告第1号について、御意見や御質問はありませんか。</p>
佐々木委員	<p>(その1)について、同様の専決処分についての報告の仕方ということで、以前にもお聞きしたかもしれませんが、今回の事故案件は、10対0といった、意図的にどちらかが悪いという事故ではないので、相手方も校務中の車両に対して損害賠償をされていて、その額の情報は、ここには提示されていないという理解でよろしいですか。</p>
宮原委員長 職務代理者	<p>眞砂課長。</p>
眞砂教育総務課長	<p>委員がおっしゃいますように、事故割合に応じた、市から相手方に支払う額が、議案の報告に上がっている損害賠償の額でございます。</p>
佐々木委員	<p>では、相殺されて実際に支払う額が、この額だという意味ですか。</p>
宮原委員長 職務代理者	<p>眞砂課長。</p>
眞砂教育総務課長	<p>委員がおっしゃいますように、相殺された後の額ということになります。すみません、訂正いたします。差額ではなく、相手方の損害額にその責任割合を掛けた、市が相手方に支払う額が、記載されております。</p>
山根教育部長	<p>本来は、地方自治法第179条の規定に基づいて議会の承認後にお支払いするということになるのですが、本案件のように損害額が少ない場合については、第180条第1項の規定により専決処分できるとされております。地方自治法が求めているのは、損害賠償額について議会の承認を受けるということでございます。課長が申し上げたとおり、相手方に賠償する額を議会に報告して、その承認を受けるところでございますが、金額が本案件のように100万円以下の場合におきましては、第180条第1項の規定によりまして専決処分することができるとなっております。この場合には、直近の議会に報告することとされておまして、その金額といたしましては、相手方に市が支払う額を報告することとなっております。</p>
岩城委員	<p>今回は交差点の事故で、過失割合は8対2というふうに聞いておりますが、両方の損害額から8割、2割を差し引いた金額になるのですか。</p>
宮原委員長 職務代理者	<p>眞砂課長。</p>
眞砂教育総務課長	<p>具体的に申し上げますと、相手方の損害賠償額が53万5,210円で</p>

	<p>務課長 ございまして、事故の責任割合が8対2ということになりますので、市が損害賠償額として相手方にお支払いする額は、この53万5,210円の80%に、人身損害の3万9,430円を加算した額でございます。</p> <p>佐々木委員 他市のこういった専決処分 of 報告書を確認すると、相殺したらどうなるかということもわかるような書き方がされておりました。</p> <p> 本件については、損害賠償額は53万5,210円だが、相手方も2割の過失があるので、それを相殺した額に人身損害分を加算した46万7,598円を賠償するという意味であるということは理解できました。</p> <p>宮原委員長 職務代理者 ほかにございませんか。</p> <p> (なし)</p> <p> 以上で、本日の付議案件については終了いたしました。</p> <p> 次回の定例会は、こちらの第2会議室で、9月27日(火)午後2時からの予定です。</p> <p> 以上をもちまして、平成28年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>
署名	<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成28年8月23日</p> <p style="text-align: right;">委員長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">会議録調製 _____</p>